

特別展示

「日本とペルー 外交関係樹立一五〇周年」について

外務省では、年に一回、外交史料館別館展示室において、外務省周年事業や外交史上の重要事件・人物にちなんだ特別展示を開催している。二〇二三（令和五）年は、日本とペルーの外交関係樹立一五〇年を記念して、日本とペルーの関係を外交史料で振り返る特別展示を開催した（開催期間：二〇二三年七月二八日～九月二九日）。

日本とペルーは、一八七三（明治六）年八月二二日、「日本国秘魯国和親貿易航海仮条約」の調印により正式な外交関係を樹立した。以後、両国は長年に亘り、太平洋を挟んで価値を共有する「隣国」として深い絆で結ばれ、協力連携を深めてきた。マチュピチュやクス



コといったアンデスの歴史文化遺産で知られるペルーは、一方で、海外で三番目に多い日系人約一〇万人が住む国でもある。一八九九年四月

三日、七九〇名の日本人移住者を乗せた最初の移民船「佐倉丸」がペルーのカヤオ港に到着して以来、日本人移住者は、日本の伝統を受け継ぎながら、ペルー社会の重要な一員としてその発展に寄与してきた。

本展示では、一五〇年前に調印された条約書を中心に、外交関係の樹立、日本人移民の送付、日系人社会の発展など、両国関係の歩みを外務省が所蔵する史料を通じて紹介した。会期中の九月一日には、ペルーから来日中のアナ・ヘルバシ外務大臣が、林芳正外務大臣、ロベルト・セミナリオ駐日大使とともに展示室を訪れ、本展示を熱心に見学された。

なお、本展示会開催に当たっては、JICA横浜海外移住資料館から資料提供を、また、野内与吉資料館およびペルー日本人移住資料館（カルロス・千代照・平岡様）から写真提供を受けた。ご協力をいただいた関係機関に対し厚く感謝申し上げます。

本展示は四項目で構成される。また冒頭に外交関係樹立の起点となった一五〇年前の条約の調印書を配置してシンボル展示とした。展示史料は以下の通り。

日本国秘魯国和親貿易航海仮条約(調印書)

一八七三(明治六)年八月二一日調印

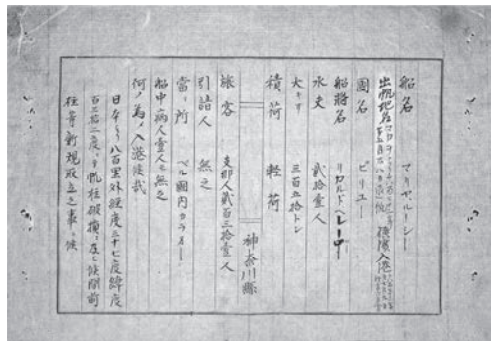
通商航海の自由を相互に認めた条約。この条約の締結によつて日本とペルーは外交関係を樹立した。日本にとつて中南米諸国との初めての外交関係樹立だった。外務卿の副島種臣と特命全権公使のガルシア(Aurelio Ga. y Garcia)が東京で署名。日本語、スペイン語、英語で作成されている。当時の日本は列国と結んだ不平等条約の改正に取り組んでいたが、列国との改正交渉がまとまらなかった際にはペルーとも改めて新条約を締結することを約束した(第八条)。「仮条約」という名称は、それまでの暫定的な条約として締結するという意味。本調印書の画像は本号口絵に掲載。

一、外交関係の樹立

1. 陸奥神奈川県令より副島外務卿あて公信

一八七二年七月二一日(明治五年六月六日)

一八七二年七月九日(旧暦六月四日)、ペルー国籍の帆船マリア・ルス号が船体修理のため横浜港に入港した。この船から虐待に耐えかねた中国人労働者が脱走し、英国軍艦に助けを求める事件が発生した。日本と条約関係のないペルーに領事裁判権はないため、日本側の裁判によつて労働者解放を命じた判決が下つたが、ペルーはこれを不服と



1. 陸奥神奈川県令より副島外務卿あて公信

して国際仲裁裁判へと発展した。この経緯はよく知られているが、その一方で、外交関係のないペルーとの間で係争が起きたことが、日本とペルーが国交を結ぶ契機ともなった。この文書は、神奈川県庁がマリア・ルス号の船長から聞き取つた内容を外務省へ報告したもので、陸奥宗光県令から副島種臣外務卿あてとなつている。報告中には、旅客として中国人二三一名の存在が記載されている。

2. パルド大統領より明治天皇あて親書

一八七二年二月二六日(明治五年一〇月一六日)

ペルー政府は、日本との間に国交を結ぶことを希望し、特命全権公使としてガルシア(Aurelio Ga. y Garcia)を日本に派遣して、東京で条約締結交渉を行った。その結果、一八七三年八月二一日、日本・ペルー間に和親貿易航海仮条約が調印された。この親書はガルシアが携行した全権委任状で、パルド大統領(Manuel Pardo)の署名がある。

七三年二月に日本に到着したガルシアは、三月三日に参内し、明治天皇にこの親書を奉呈した。日本政府はガルシアを延遠館（現在の浜離宮に当時存在した迎賓館）に滞在させるなど、丁重に接遇した。

3. 日本国秘魯国和親貿易航海条約（批准書）

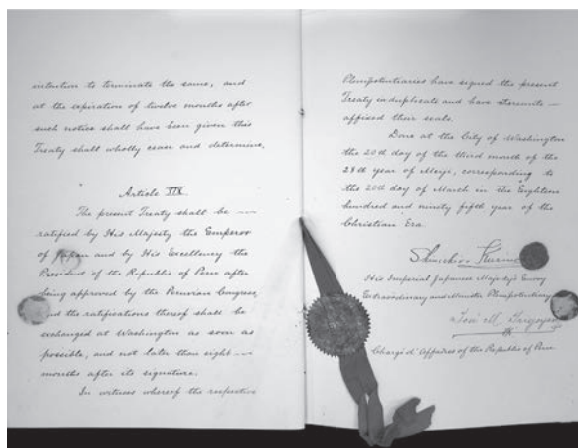
一八七四（明治七）年一〇月一三日批准

和親貿易航海条約の批准書交換は、一八七五年五月一七日に東京で実施された。この史料はペルー側の批准書で、バルド大統領（Manuel Pardo）の署名とアグエロ外相（José de la Riva-Agüero）の副署がある。本批准書の画像は本号口絵に掲載。

4. 日秘通商航海条約（調印書）

一八九五（明治二八）年三月二〇日調印

各国との条約改正が進展する中で、ペルーとも和親貿易航海条約の約束に従い、領事裁判権を撤廃した新条約として、この通商航海条約を締結した。交渉はアメリカのワシントンで行われ、条文は英語で作成された。駐米公使の栗野慎一郎とペルーの駐米代理公使イリゴエン（José M. Yrigoyen）が調印。翌九六年二月二四日に批准書交換。なお、この条約は一九二四（大正一三）年九月三〇日、両国間に新たに修好通商航海条約が結ばれるまで存続した。



4. 日秘通商航海条約（調印書）

二、ペルーへの移民送出と日本人社会の誕生

5. 西外相より室田公使あて公信

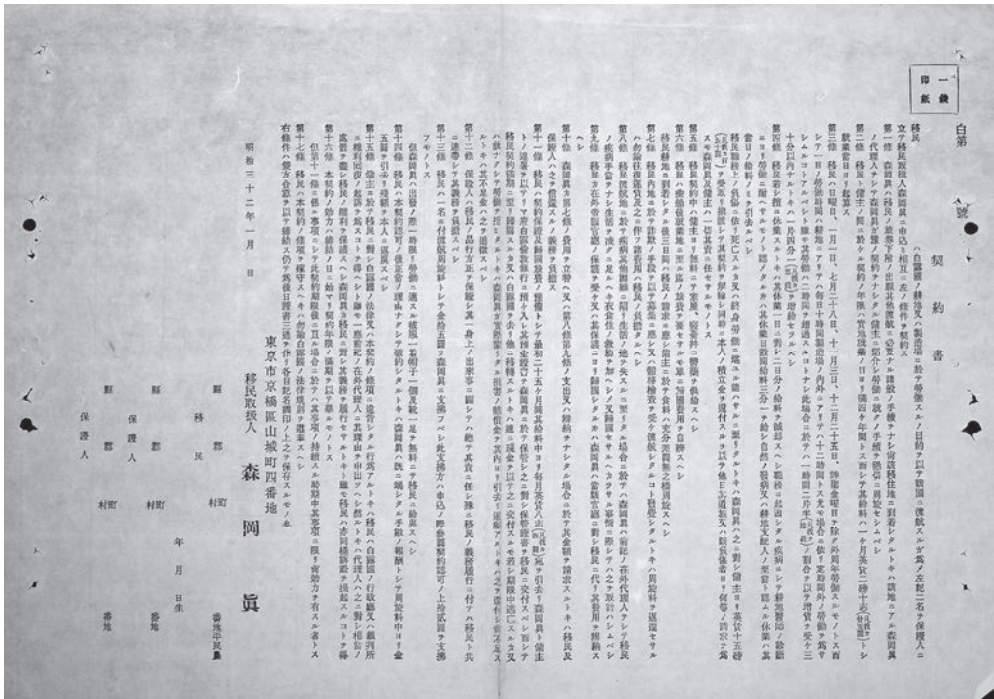
一八九八（明治三二）年二月二一日
国交樹立当初、日本の公使はペルーに派遣されず、一八九七年五月になって、駐メキシコ公使の室田義文が駐ペルー公使を兼任すること

となった。室田公使は翌九八年ペルーへ出張し、七月二十七日に信任状を大統領へ奉呈した。西徳二郎外相は森岡商會がペルーへの労働者送出を計画していることを踏まえ、この公信を室田へ送り、移民が現地へ出張した折に調査して報告するよう命じた。室田はペルー外務省と協議し、その結果、ペルー側は森岡商會が扱う日本人労働者がペルー農業に有益であることを認め、渡航を許可する旨の大統領令が発せられた(一八九八年九月一九日)。

6. 第一回ペルー向け労働者の契約書(ひな形)

一八九九(明治三二)年一月

ペルーへの出稼ぎ労働を希望する者と森岡商會が交わした契約書のひな形。契約期間は四年だった。この契約を森岡商會と結んだ日本人七九〇名は、一八九九年四月三日、日本郵船の汽船「佐倉丸」でペルーのカヤオ港へ到着した。彼らは各地に分散してサトウキビ栽培に従事したが、厳しい労働環境や風土病によって、初年度に一〇〇名を超える死亡者を出し、契約を切り上げて帰国を希望する者もあった。それでも一九〇三年には第二回の労働者送出が行われ、以後一九二三年までに一八〇〇〇名を超える契約移民がペルーに渡った。彼らの中には農園を離れ、都市部に仕事を求めて定住する者も現れ、次第に日本人社会を形成するようになった。



6. 第一回ペルー向け労働者の契約書(ひな形)

なお、第一回契約労働者がカヤオに到着した四月三日は、九〇年後の一九八九年、ペルー政府によって「日本・ペルー友好の日」に定められ、以後、記念行事が毎年行われている。

7. ペルー中央日本人会会長より内田外相あて請願書

一九二〇（大正九）年一〇月三十一日

ペルーに居住する日本人が増加すると、一九一七年にはペルー中央日本人会が設立された。中央日本人会は、日本社会の拡大を受けて、ペルーへの日本公使館設置と専任の駐ペルー公使派遣を求め、在留邦人七四六名の署名を集めて外務省へこの請願書を提出した。これに対し日本政府は一九二一年一〇月二十四日、清水精三郎を初の専任公使に任命した。清水は二月二日にリマへ到着、公使館の工事を督促し、翌二二年一月四日にホテルから公使館へと居を移した。

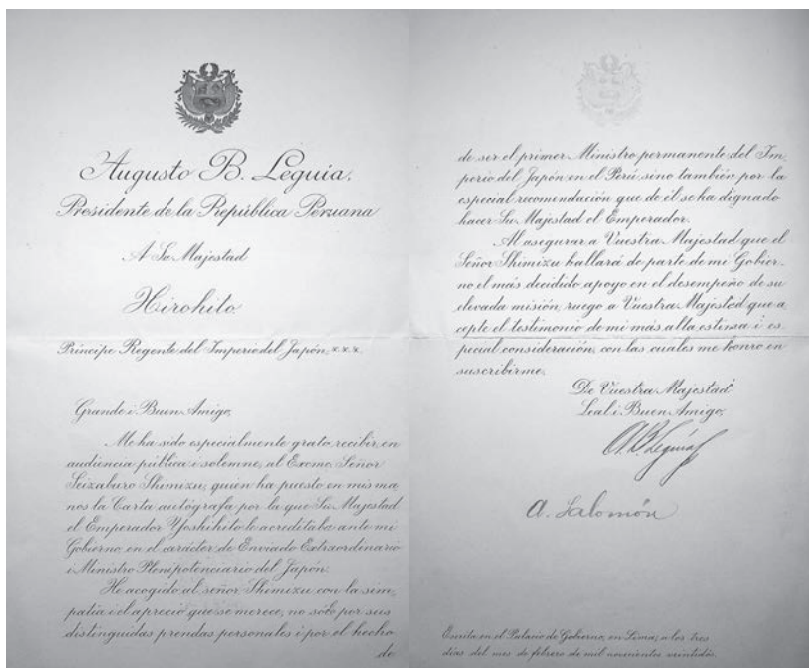
8. 清水公使より内田外相あて電報

一九二二（大正一一）年一月一六日

この電報は一九二二年一月四日、清水公使がレギーア大統領（Augusto B. Leguia）へ信任状を奉呈した際の様子を報告したものである。大統領は「日本公使館の新設は両国国交親善に一大刺激を与えるものだ」と述べて、これを歓迎した。

9. レギーア大統領より皇太子あて親書

一九二二（大正一一）年二月三日



9. レギーア大統領より皇太子あて親書

清水公使が奉呈した信任状に対するレギーア大統領の返書。当時摂政であった皇太子（のちの昭和天皇）に宛てて送られたもので、「有能な清水公使をペルーに駐在する最初の日本公使として友情と尊敬をもって迎えることは喜びに堪えない」と述べている。

10. 村上公使より広田外相あて公信

一九三四（昭和九）年二月一〇日

日本人社会の拡大は、次第に現地社会との摩擦を生むようになってきた。この史料は村上義温公使からの報告で、リマの新聞紙上において、日本人のめざましい進出に警戒感を示す記事が盛んに掲載されている旨を伝えている。記事の中には日本人の勤勉性を認めるものもあったが、「日本人は同化せず頭の中には日本のみがある」、「稼ぎを本国に送金し軍国主義の実現に協力している」、「日本は満州を掌握し経済的な黄禍が迫っている」といった論調が見られた。この年の一〇月五日には、ペルー政府は日本に対し修好通商航海条約の廃棄を通告し、条約は一年後に失効した。それ以降、世界が戦争の時代へと突き進んでいく中、リマで排日暴動事件が発生するなど、両国関係は難しい局面を迎えることとなった。

三、戦後の外交関係再開と要人往来

11. 小沢臨時代理公使より岡崎外相あて電報

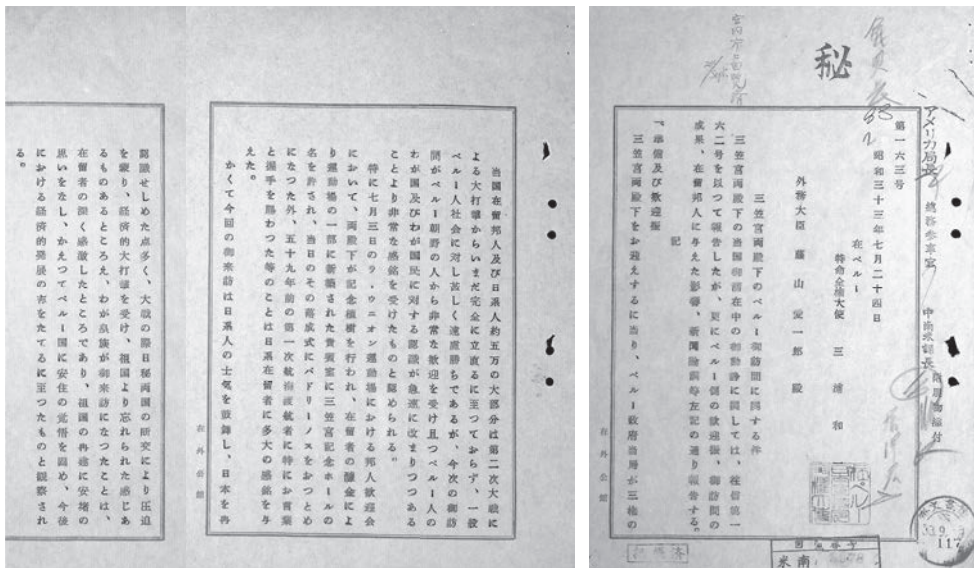
一九五二（昭和二七）年六月一日

一九四一年一二月、日米が開戦すると、ペルーは日本に対し国交断絶を通告し、両国の外交関係は途絶えた。そして一九五二年四月、サンフランシスコ平和条約の発効に伴って、日本とペルーの外交関係は再開された。この電報は、リマに赴任した小沢武夫臨時代理公使から東京の岡崎勝男外相に対し、ペルー外務省への着任挨拶が完了したことを報告したものである。ペルー側は外交関係再開と小沢臨時代理公使の派遣を歓迎する旨を表明した。

12. 三浦大使より藤山外相あて公信

一九五八（昭和二三）年七月二四日

三笠宮同妃両殿下は、一九五八年六月二五日から七月五日までの一日間、ペルーを訪問された。三笠宮殿下はペルー滞在中、プラド大統領 (Manuel Carlos Prado y Ugarteche) から政府要人とリマにおいて面談されたほか、リマ周辺、クスコ、マチュピチュにおいて遺跡を見学。各地で熱烈的な歓迎を受けた。この史料は三浦和一駐ペルー大使が、三笠宮ご訪問の成果や在留邦人に与えた影響をまとめ、藤山愛一郎外相へ送った報告書。三浦大使は、第二次世界大戦後、ペルー



12. 三浦大使より藤山外相あて公信

人社会に対し遠慮がちであった日系人が、ご訪問を通じて気持ちをお鼓舞し、祖国の再建に安堵し、ペルーに安住の覚悟を固め、今後の経済発展の志を立てるに至ったとの観察を述べている。

なお、六月二十八日、三笠宮殿下はマチュピチュを見学されたが、三浦大使の報告中に、野内与吉の娘オルガ野内が出迎えたとの記述がある。野内与吉は戦後、マチュピチュ村の村長を務め、村の復興・発展に尽力した日本人として知られる。三笠宮ご来訪の際はすでに村長を辞していたが、娘のオルガが出迎えて花束を贈ったという。

13. 岸総理とプラード大統領の会談要旨

一九五九（昭和三四）年八月二日

岸信介総理は、一九五九年八月一日から八月四日までの四日間、ペルーを訪問、八月二日にプラード大統領と会談した。この史料はそのときの会談要旨。岸総理は、ペルーには多数の日本人が居住し、ペルー政府や国民の厚遇を得て幸福な生活を営んでいることに謝意を表明し、今回の訪問を機にペルーとの通商・経済協力を促進し、両国関係を益々緊密化したいと述べ、プラード大統領も同感の意を表明した。また岸総理は、プラード大統領の訪日を希望する旨を伝えた。



14. プラード大統領訪日アルバム

14. プラード大統領訪日アルバム

一九六一(昭和三六)年五月

一九六一(昭和三六)年五月一〇日から一六日までの七日間、プラード大統領が訪日した。大統領は宮中晩餐会や池田勇人総理との会談、京都・奈良・大阪の視察など、日程を積極的にこなした。五月一五日、池田総理とプラード大統領は共同コミュニケを発表した。この中で両首脳は、貿易関係の一層の改善に同意し、両者の臨席の下で通商協定の調印が行われたことに満足の意を示し、両国経済に共通の利益となる経済協力が増進されることを希望すると表明した。

15. 通商に関する日本国とペルー共和国との間の協定(署名本書)

一九六一(昭和三六)年五月一五日調印

戦後外交関係の再開後も、両国間には基本的な通商関係を規定する協定がなく、占領期に連合軍最高司令官(SCAP)とペルー政府との間で結ばれた貿易取極を単純延長して経済貿易関係を律していた。そこでプラード大統領の訪日を機に一九六一年三月から交渉が行われ、五月一五日、プラード大統領と池田総理の臨席の下、この通商協定が小坂善太郎外相とヒルベック特派特命全権大使(Federico Hilbeck Seminario)との間で署名された。日本語とスペイン語で作成。全九条で、関税・為替管理・輸出入規則・出入国・旅行および滞在・事業活動等に対する最恵国待遇を約した。同年一月一八日、リマにおいて批准書交換。

四、日系人社会の発展と近年の交流

16. 日秘文化会館建設趣意書

一九六五(昭和四〇)年一月一八日

日秘文化会館の必要性を述べた建設趣意書。ペルー中央日本人会は各方面からの建設資金調達に奔走したが、この史料はその説明資料の一つ。当時、ペルーの日本人社会は日系人を含めて五〇〇〇〇人以上の規模に成長していた。そこで日秘文化会館を建設し、日本人コミュニ

ニテイー交流の場として、また日本文化や貿易商品の展示場、日系二世や三世が日本事情を学ぶ教場として、多目的に活用することが謳われている。日秘文化会館は在留邦人の寄付や日本政府・日本企業の資金援助を得て、一九六五年八月一八日に定礎式を挙行し、六七年五月一二日に開館した。

17. 日秘文化会館開館式における皇太子お言葉

一九六七（昭和四二）年五月一二日

皇太子同妃両殿下（現在の上皇上皇后両陛下）は、一九六七年五月一日から一五日までの五日間、国賓としてペルーを訪問された。五月一二日には日秘文化会館の開館式に臨まれ、お言葉を述べられた。開館式にはベラウンデ大統領（Fernando Belaúnde）も出席し祝辞を述べた。この史料は、山津善衛駐ペルー大使の報告書に添付されたもの。

18. 日本万国博覧会記念アルバム（ペルーの部）

一九七〇（昭和四五）年

一九七〇年の大阪万博には七七か国が参加。ペルーも参加し、パビリオンを設置した。ペルー館のテーマは「国民の進歩と発展のための平和革命」。ペルーの文化遺産と、産業、社会の発展ぶりを紹介。会期中の八月下旬にはソラーリ（Jorge Fernández Maldonado Solari）



18. 日本万国博覧会記念アルバム（ペルーの部）

エネルギー大臣が日本を公式訪問し、ペルーのナシヨナルデーの八月二八日に万博を訪れた。

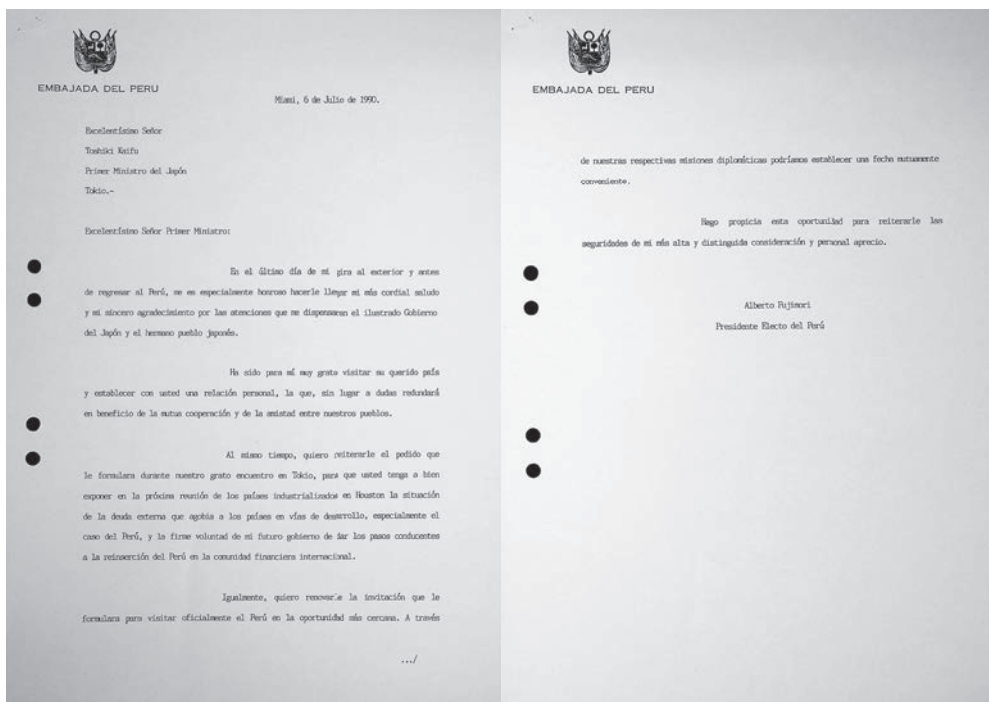
19. 日秘修交一〇〇周年記念銀貨

一九七四(昭和四九)年五月発行

ペルー中央準備銀行が、日本との国交樹立一〇〇周年を記念して発行した一〇〇ソル銀貨。直径三七ミリ、重量二二グラム。铸造枚数は三七五〇〇枚。ペルーでの発売分は三日で完売したという。



19. 日秘修交一〇〇周年記念銀貨



20. フジモリ次期大統領より海部総理あてメッセージ

20. フジモリ次期大統領より海部総理あてメッセージ

一九九〇（平成二）年七月六日

一九九〇年六月、アルベルト・フジモリ (Alberto Kenya Fujimori Inamoto) がペルー大統領に当選した。フジモリは日本人移住者（熊本県出身）の二世で、ペルー生まれの日系人として初の大統領となった。大統領就任前に日本を訪問し、七月二日、海部俊樹総理と会談した。この史料は、日本を去るに当たってフジモリが海部総理に送ったもの。フジモリはこのメッセージで、七月九日から開催されるヒューストン・サミットで「国際金融社会へのペルーの復帰に向けて自分の次期政権が手続きを踏んでいく決意を説明してほしい」と、海部総理に要請した。フジモリは同年七月二十八日、大統領に就任。一〇年余りの在任期間中には、一九九六年一月、日本大使公邸占拠事件が発生した。

21. 投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定（署名本書・付属書）

二〇〇八（平成二〇）年一月二一日署名

この協定は、投資の促進、保護、自由化に関して包括的で詳細な事項を規定。投資環境の整備を促すとともに、投資家に安心感を与え、両国間の投資・経済関係のさらなる緊密化に資する目的で締結された。リマにおける両国首脳会談の際に、麻生太郎総理とガルシア大統領

(Alan Gabriel Ludwig Garcia Pérez) が署名。日本語、スペイン語、英語で作成。双方の留保に関する付属書が署名本書と一つになっているため、ボリユームのある形状となっている。翌二〇〇九年一月のガルシア大統領訪日の際に公文交換を行い、同年一月一〇日に効力発生。

ペルーは鉱物資源が豊富で、多くの非鉄金属の鉱種で世界の五指に入る主要生産国・埋蔵国であり、わが国にとっても重要な輸入相手国となっている。この協定によって、わが国投資家の一層の進出が見込まれ、わが国の資源確保の観点から、同国における投資環境の安定性を確保する重要性は大きい。二〇〇一年五月三十一日には経済連携協定も結ばれ、両国経済関係の一層の強化、さらには両国関係全体の緊密化が期待される。